

2013

3

労働基準ニュース

(社)埼玉労働基準協会連合会発行
中央労働災害防止協会埼玉県支部
(社)全国労働基準関係団体連合会埼玉県支部

CONTENTS

平成24年の労働災害の状況(速報値).....	2
最低賃金.....	4
希望者全員の雇用確保を図るための 高年齢者雇用安定法が施行されます！.....	9

事業主の皆さんへ.....	11
〈委託状況届〉の提出のお願い.....	11
各種講習会・行事.....	13

安全が最優先の我が職場
仲間を守る 家族を守る



(社)埼玉労働基準協会連合会 ホームページ
<http://www.saikiren.or.jp/>

埼玉労働局からのお知らせ

平成24年の労働災害の状況（速報値）

労働基準部健康安全課

埼玉県内における平成24年の労働災害の発生状況は、次のとおりです。
 数値は現在のところ未確定で、確定するのは、平成25年4月になります。

業種別（同期比較）

業 種	業 種 別 累 計						増 減	
	平成22年	交通事故	平成23年	交通事故	平成24年	交通事故	増減	除く交通事故
製 造 業	9		6	1	15	2	9	8
鉱 業							0	0
建 設 業	11	1	9	1	13	1	4	4
交通運輸事業	3	3					0	0
陸上貨物運送事業	9	2	8	5	7	3	-1	1
農 林 業	2		1		1		0	0
そ の 他	16	7	17	6	9	3	-8	-5
全 産 業	50	13	41	13	45	9	4	8

業種別・事故の型別

業 種 \ 事故の型	墜落・転落	巻き込まれ	はさまれ	飛来・落下	激突され	火 災	交通事故	崩壊・倒壊	転 倒	その他	合 計	前年合計	前年比
製 造 業	2	3		2	3		2	3			15	6	9
鉱 業											0	0	0
建 設 業	9	1					1	1		1	13	9	4
交通運輸事業											0	0	0
陸上貨物運送事業		1			2		3	1			7	8	-1
農 林 業	1										1	1	0
そ の 他	3	1			1		3			1	9	17	-8
合 計	15	6		2	6	0	9	5	0	2	45	41	4
前 年 合 計	10	6		1	3	0	13	4	1	3	41		
前 年 比	5	0		1	3	0	-4	1	-1	-1	4		

（注）平成24年死亡者数は前年同期比9.8%増加している。

交通事故による死亡者数は内数である。

陸上貨物運送事業には、貨物取扱業を含む。

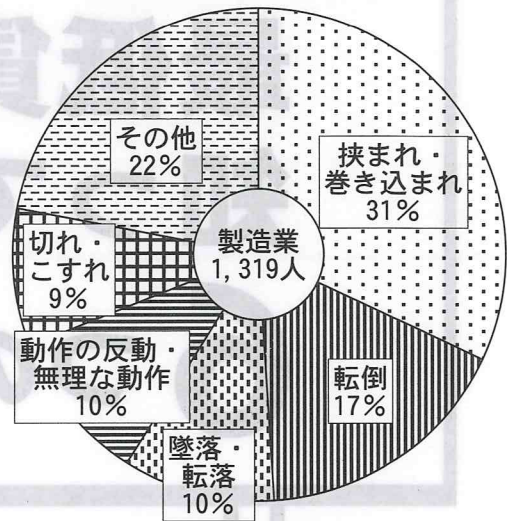
本集計は発生日によるものである。

平成25年1月15日現在

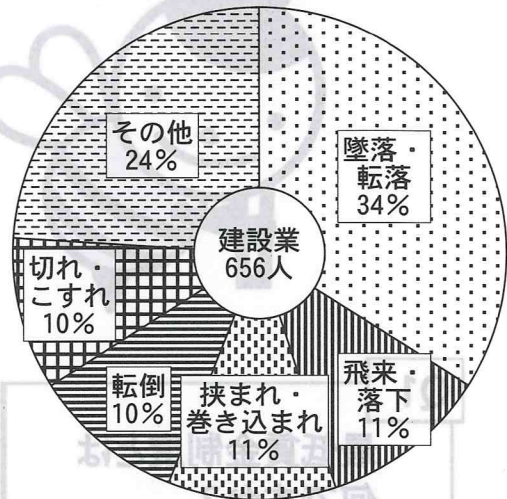
平成24年 業種別労働災害発生状況（休業＋死亡）

年 別		平成23年	平成24年	増 減
林 業		35	17	－18
鉱 業		1	1	0
建設業	土木工事業	109	126	17
	建築工事業	399	393	－6
	木造建築工事業	75	94	19
	その他	158	137	－21
	小 計	666	656	－10
製造業	食料品	377	411	34
	繊維製品	5	20	15
	木材木製品	42	42	0
	パルプ紙製品	44	66	22
	印刷・製本	72	67	－5
	化学工業	100	125	25
	窯業土石製品	52	38	－14
	金属・非鉄精錬	26	46	20
	鑄 物	33	21	－12
	めっき・金属製品	180	211	31
	一般機械器具	72	76	4
	電気製品	38	31	－7
	輸送用機械器具	61	47	－14
	その他	125	118	－7
	小 計	1,227	1,319	92
交通運輸事業		58	68	10
陸上貨物運送事業		896	881	－15
その他の事業		1,877	2,053	176
清掃業		126	133	7
ビルメンテナンス業		84	84	0
小売業		488	533	45
警備業		54	47	－7
社会福祉施設		160	180	20
合 計		4,760	4,995	235
増減率		4.9%		

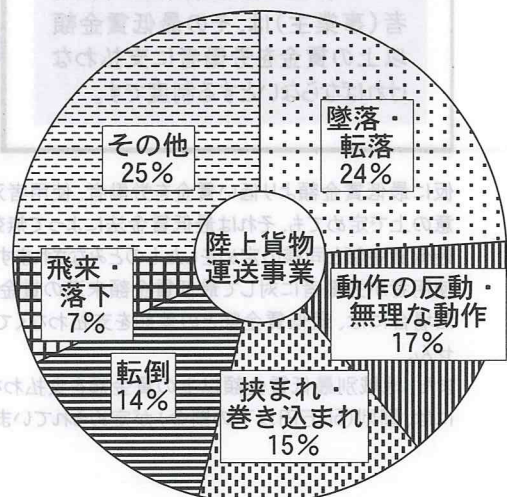
製造業における事故の型



建設業における事故の型



陸上貨物運送事業における事故の型



(注) 1) この表は労働者死傷病報告により集計した休業4日以上死傷病災害件数である。

また、発生件数は各年12月末現在の確認件数である。

2) 陸上貨物運送事業には、貨物取扱業が含まれる。

最低賃金 知っておきたい 6つのポイント!



Q1

**最低賃金制度とは
何ですか?**

A. 最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者(事業主)は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。



仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。

また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則(50万円以下の罰金)が定められています。

Q2

**最低賃金の種類には
どのようなもの
がありますか?**

A. 最低賃金法には、「地域別最低賃金」と、「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。



●地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。

都道府県ごとに、最低賃金が定められています。

●特定(産業別)最低賃金

特定(産業別)最低賃金は、基幹的労働者を対象として、関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。

適用される産業は都道府県によって異なり、平成24年9月30日現在、全国で246の最低賃金が定められています。

注1) 地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

注2) すべての地域別最低賃金と大部分の特定(産業別)最低賃金は、時間額で定められています。ただし、一部の特定(産業別)最低賃金は、日額と時間額が定められています。この場合、日額は日給制の労働者に、時間額は日給制以外の時間給制・月給制などの労働者にそれぞれ適用されます。

Q3

最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

A. 地域別最低賃金はすべての労働者とその使用者に、特定（産業別）最低賃金は特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます。



●地域別最低賃金

地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則として、各都道府県で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

●特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。

（18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の人、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する人などには適用されません。）

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれがあるため、次の①～⑤の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可※を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- ①精神または身体の障害により著しく労働能力の低い方
- ②試の使用期間中の方
- ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- ④軽易な業務に従事する方
- ⑤断続的労働に従事する方

※最低賃金の減額の特例許可申請書（所定様式）2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

Q4

派遣労働者へはどのように適用されますか？

A. 派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

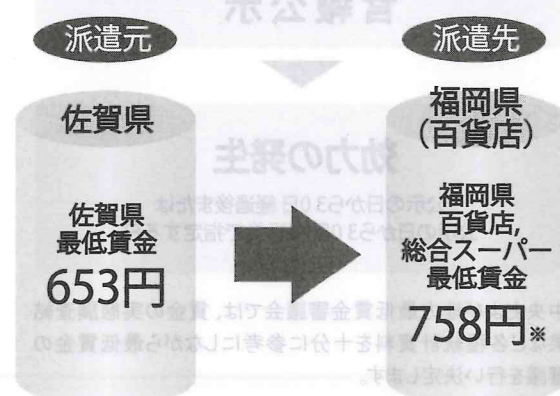


派遣元の使用者とその労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

(1) 派遣先の事業場が他地域にある例



(2) 派遣先の事業場に特定（産業別）最低賃金が適用されている例



派遣先の福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金（758円）が適用されます。

※金額は平成24年9月30日現在のものです。

Q5

**最低賃金は
どのようにして
決められて
いるのですか？**

A. 最低賃金は、最低賃金審議会で、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定しています。



●地域別最低賃金

中央最低賃金審議会※から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会※での地域の実情を踏まえた審議・答申後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長が決定します。

※公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成

●特定(産業別)最低賃金

特定の産業について関係労使の申出に基づき、地方最低賃金審議会が必要と認めた場合で、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い、都道府県労働局長が決定します。

官 報 公 示

効力の発生

公示の日から30日経過後または
公示の日から30日経過後で指定する日

中央および地方最低賃金審議会では、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら最低賃金の審議を行い決定します。

地域別最低賃金は、

①労働者の生計費

②労働者の賃金

③通常の事業の賃金支払能力

を総合的に勘案して定めるものとされており、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

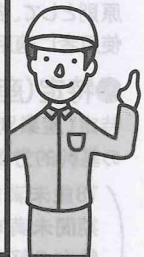
Q6

**最低賃金額以上と
なっているかを
どうやってチェック
するのですか？**

A. 支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかを確認するには、支払われる賃金※と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当



(1) 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

(2) 日給の場合

日給 $\div$ 1日平均所定労働時間 $\geq$

最低賃金額(時間額)

ただし、日額が定められている特定(産業別)

最低賃金が適用される場合には、

日給 $\geq$ 最低賃金額(日額)

(3) 月給の場合

月給 $\div$ 1か月平均所定労働時間 $\geq$

最低賃金額(時間額)

(4) 上記(1),(2),(3)の組み合わせの場合

例えば、基本給が時間給制で各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(1),(3)の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額(時間額)と比較します。

【事例1(月給制の場合):〇〇県で働くAさんの場合】

〇〇県で働く労働者Aさんは、基本給が月125,000円、職務手当が月25,000円、通勤手当が月8,000円支給され、11月の合計が158,000円です。

なお、Aさんの会社は、年間所定労働日数が250日、1日の所定労働時間が7時間30分で、〇〇県の最低賃金額は時間額800円です。

基本給(月給)	125,000円
職務手当	25,000円
通勤手当	8,000円
合計	158,000円
所定労働時間/日	7時間30分
年間所定労働日数	250日
〇〇県最低賃金	800円

①Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、

$$158,000円 - 8,000円 = 150,000円$$

②この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、

$$150,000円 \div 1 \text{ か月平均所定労働時間 } (250 \text{ 日} \times 7.5 \text{ 時間} / 12 \text{ か月}) = 960円 > 800円$$

であり、最低賃金額以上となっています。

【事例2(日給制と月給制の組合わせの場合):△△県で働くBさんの場合】

△△県で働く労働者Bさんは、基本給が日給制で1日あたり5,000円、各種手当が月給制で、職務手当が月25,000円、通勤手当が月8,000円支給され、11月は20日働き、合計が133,000円です。

なお、Bさんの会社は、年間所定労働日数が250日、1日の所定労働時間が8時間で、△△県の最低賃金額は時間額800円です。

基本給	100,000円 (=5,000円×20日)
職務手当	25,000円
通勤手当	8,000円
合計	133,000円
所定労働時間/日	8時間
年間所定労働日数	250日
△△県最低賃金	800円

①Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、職務手当(月給制)を時間額に換算すると、

$$25,000円 \div 1 \text{ か月平均所定労働時間 } (250 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間} / 12 \text{ か月}) = 150円$$

②基本給(日給制)を時間額に換算すると、
5,000円÷8時間/日=625円

③上記①と②を合計すると、

$$150円 + 625円 = 775円 < 800円$$

となり、最低賃金額を下回ることになります。

使用者は
最低賃金の周知を!



使用者は、以下のことを常時作業場の見やすい場所に
掲示するなどの方法により周知する必要があります。

- ①最低賃金の適用を受ける労働者の範囲
- ②労働者に適用される最低賃金額
- ③算入しない賃金
- ④効力発生日



地域別最低賃金一覧

(47都道府県)

都道府県名	最低賃金額【円】	発効日	都道府県名	最低賃金額【円】	発効日
北海道	719 (705)	平成24年10月18日	滋賀	716 (709)	平成24年10月6日
青森	654 (647)	平成24年10月12日	京都	759 (751)	平成24年10月14日
岩手	653 (645)	平成24年10月20日	大阪	800 (786)	平成24年9月30日
宮城	685 (675)	平成24年10月19日	兵庫	749 (739)	平成24年10月1日
秋田	654 (647)	平成24年10月13日	奈良	699 (693)	平成24年10月6日
山形	654 (647)	平成24年10月24日	和歌山	690 (685)	平成24年10月1日
福島	664 (658)	平成24年10月1日	鳥取	653 (646)	平成24年10月20日
茨城	699 (692)	平成24年10月6日	島根	652 (646)	平成24年10月14日
栃木	705 (700)	平成24年10月1日	岡山	691 (685)	平成24年10月24日
群馬	696 (690)	平成24年10月10日	広島	719 (710)	平成24年10月1日
埼玉	771 (759)	平成24年10月1日	山口	690 (684)	平成24年10月1日
千葉	756 (748)	平成24年10月1日	徳島	654 (647)	平成24年10月19日
東京	850 (837)	平成24年10月1日	香川	674 (667)	平成24年10月5日
神奈川	849 (836)	平成24年10月1日	愛媛	654 (647)	平成24年10月24日
新潟	689 (683)	平成24年10月5日	高知	652 (645)	平成24年10月26日
富山	700 (692)	平成24年11月4日	福岡	701 (695)	平成24年10月13日
石川	693 (687)	平成24年10月6日	佐賀	653 (646)	平成24年10月21日
福井	690 (684)	平成24年10月6日	長崎	653 (646)	平成24年10月24日
山梨	695 (690)	平成24年10月1日	熊本	653 (647)	平成24年10月1日
長野	700 (694)	平成24年10月1日	大分	653 (647)	平成24年10月4日
岐阜	713 (707)	平成24年10月1日	宮崎	653 (646)	平成24年10月26日
静岡	735 (728)	平成24年10月12日	鹿児島	654 (647)	平成24年10月13日
愛知	758 (750)	平成24年10月1日	沖縄	653 (645)	平成24年10月25日
三重	724 (717)	平成24年9月30日	全国加重平均額	749 (737)	

()内は、平成23年度最低賃金額

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金

検索

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは、最寄りの労働局または労働基準監督署へ

(事業主・労働者の方へ)

平成25年4月1日から 希望者全員の雇用確保を図るための 高年齢者雇用安定法が施行されます！

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置（次頁参照）として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

【経過措置】

ただし、以下の経過措置が認められています。

平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合

- ・平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- ・平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- ・平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
- ・平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して

基準を適用することができます。

◆たとえば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については希望者全員を対象にしなければなりません。61歳以上の人については基準に適合する人に限定することができます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、グループ内の他の会社（子会社や関連会社など）まで広げることができるようになります。

子会社とは、議決権の過半数を有しているなど支配力を及ぼしている企業であり、関連会社とは、議決権を20%以上有しているなど影響力を及ぼしている企業です。

この場合、継続雇用についての事業主間の契約が必要になります。

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、労働局、ハローワークが指導を実施します。

指導後も改善がみられない企業に対しては、高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告を行い、それでも法律違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります。

4. 高年齢者雇用確保措置の実施・運用に関する指針の策定

今後、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針を、労働政策審議会における議論などを経て策定します。

この指針には、業務の遂行に堪えない人※を継続雇用制度でどのように取り扱うかなどを含みます。

※平成24年1月6日の労働政策審議会の建議では、「就業規則における解雇事由または退職事由に該当する者について継続雇用の対象外とすることもできる」とし「この場合、客観的合理性・社会的相当性が求められる」と示されています。

【高年齢者雇用確保措置とは】 高年齢者雇用安定法第9条

定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①～③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

- ① 定年の引き上げ ② 継続雇用制度の導入 ③ 定年制の廃止

◆ 改正法や高年齢者雇用確保措置について詳しくは、**最寄りのハローワーク**へお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

◆（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県にある**高齢・障害者雇用支援センター**では、高年齢者雇用アドバイザーの派遣などにより、高年齢者雇用についての相談を行っています。

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html>

事業主の皆さんへ

埼玉労働局賃金室

中小企業事業主の皆様のために、最低賃金改定に伴うあらゆる相談をサポートする相談窓口が次のとおり設けられています。

秘密は厳守されますので是非ご利用ください。

◆ 埼玉県最低賃金総合相談支援センター

(電話 048-641-3613)

◆ 秩父最低賃金相談支援コーナー

(電話 0494-25-0088)

《委託状況届》の提出のお願い

埼玉労働局賃金室

家内労働者（いわゆる内職者）に業務を委託されている委託者は、本年4月1日現在の委託状況を4月30日までに必ず所轄労働基準監督署長を経由して所轄労働局長に提出しなければならないことになっております。

必ず委託者の方は「委託状況届」に必要事項を記入の上、労働基準監督署に提出してください。

なお、「家内労働者」とは、物品の製造、加工、販売又は請負を業とする者から、主として労働の対償を得るために物品の委託を受けて、製造、加工等に従事する者で同居の親族以外の者を使用しない者をいいます。

「委託者」とは、物品の製造、加工、販売又は請負を業とする者で、その業務の目的である物品について、家内労働者に仕事を委託する者をいいます。

「委託状況届」の記入に当たって不明な点がございましたら、ご遠慮なく所轄労働基準監督署、または埼玉労働局賃金室までお問い合わせください。

家内労働者（いわゆる内職者）に、仕事を委託している委託事業場は、本年4月1日現在の委託状況について、委託状況届を4月30日までに、所轄労働基準監督署を経由して所轄労働局長に提出する必要がありますので、まだ提出されていない事業場は、速やかに所轄労働基準監督署に提出をしてください。

届出については、この用紙を印刷していただいても結構です。なお、この委託状況届の太線枠内部分は、法定外記載事項ですが、県内の家内労働の状況を把握する上で重要な資料としておりますのでご記入をお願いいたします。

[illegible]

「事業の種類」欄には、委託事業場の事業の種類を記入してください。また、「家内労働者数」、「補助者数」、「代理人数」は、都道府県別に記入し、（ ）内には、当該都道府県における主たる委託地域の市町村名を記入してください。

2 類型別の「専業」とは、家内労働をその世帯の本業とし、世帯主自身が単独又は家族（補助者）と共にこれに従事しているもの、「副業」とは、他に本業を有する世帯主が本業とは別に家内労働に従事する者をそれぞれ言います。

3 代理人(被代理人)欄には、貴事業場の従業員以外の人で、内職廻りを請負っている人があれば、その人数を記入してください。

4 「委託業務に係る機械・有溶剤等の使用状況」欄中「その他」欄には、化学物質の使用、特殊な作業等があれば記入してください。

委託事業場代表者 職氏名

印

◆ 各種講習会・行事 ◆

講習の種類		開催月/日	開催場所	主・共催者
技	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	3/5・6・7	埼玉大通りメディカルビル2階	連合会
		5/20・21・22	埼玉大通りメディカルビル2階	連合会
	特定化学物質	3/12・13	川口機械工業(協)3階大会議室	連合会・川口
	四アルキル鉛等作業主任者	5/13・14	埼玉大通りメディカルビル2階	連合会
		6/17・18	埼玉大通りメディカルビル2階	連合会
	鉛作業主任者	3/14・15	埼玉大通りメディカルビル2階	連合会
	木材加工用機械作業主任者	3/12・13	埼玉大通りメディカルビル2階	連合会
能	有機溶剤作業主任者	3/21・22	皆野町文化会館	連合会・秩父
		6/3・4	埼玉大通りメディカルビル2階	連合会
講	石綿作業主任者	5/27・28	埼玉大通りメディカルビル2階	連合会
		3/8・9・16・17	さくらめいと他	熊谷
習		3/9・22・23・24	埼玉県トラック協会東部会館	春日部
		3/14・16・17・23	川口機械工業(協)・日本地工(株)	川口
		5/11・14・15・16	埼玉県トラック協会東部会館	春日部
		5/17・18・25・26	川口機械工業(協)・日本地工(株)	川口
	フォークリフト運転業務	5/18・19・25・26	アイチ研修センター	大宮
		5/24・25 6/1・2	さくらめいと他	熊谷
		6/1・2・8・9	秩父総合食品卸売市場	連合会・秩父
		6/1・2	ボッシュ(株)	川越
		7/2・6・7・13	行田市商工センター他	行田
		7/11・13・14・15	川口機械工業(協)・日本地工(株)	川口
等		5/10・11・12	さくらめいと他	熊谷
	玉掛け技能講習	5/10・11・12	川越地区労働基準協会 (株)大林組東京機械工場	川越
		6/18・19・22	川口機械工業(協)・(株)山崎鉄工所	川口
	安全衛生推進者養成講習	4/10・11	皆野町文化会館	連合会・秩父
	衛生推進者養成講習	6/11	埼玉大通りメディカルビル2階	連合会・浦和
		7/23	川口総合文化センター11階大会議室	連合会・川口
	安全管理者選任時研修	4/22・23	埼玉大通りメディカルビル2階	連合会
特別教育		5/29・30	さくらめいと	連合会・熊谷
		6/5・6	埼玉大通りメディカルビル2階	連合会・浦和
	低圧電気取扱業務	3/7	さくらめいと	熊谷
		5/15	皆野町文化会館	秩父
		6/26	春日部市商工振興センター	春日部
	動力プレス金型等調整業務	4/12	川越地区労働基準協会	川越
	刈払機取扱業務	4/20	みどりが丘工業団地地区センター	秩父
その他講習・教育	自由研削といしの取り替え等の業務	5/17	川越地区労働基準協会会議室	川越
	粉じん作業業務	5/23	さくらめいと	熊谷
	ゼロ災トレーナー研修	4/25・26	埼玉大通りメディカルビル2階	連合会
		6/13・14	埼玉大通りメディカルビル2階	連合会
	ゼロ災リーダー研修会	5/17	埼玉大通りメディカルビル2階	連合会

講習の種類		開催月/日	開催場所	主・共催者
その他の講習・教育	リスクアセスメント(RA) 社内リーダー養成研修会	5/24	埼玉大通りメディカルビル2階	連合会
	新入者安全衛生教育	4/15	川越地区労働基準協会会議室	川 越
		4/18	春日部市商工振興センター	春日部
		4/19	入間市産業文化センター	所 沢
		4/19	さくらめいと	熊 谷
		4/23	さいたま市産業振興会館	大 宮
		5/16	川口市民ホール・フレンジア	川 口
		4/18	ワークヒルズ羽生	行 田
	職長等監督者安全衛生教育	5/23・24	川口機械工業(協)3階	川 口
		5/30・31	さいたま市産業振興会館	大 宮
		5/23・24予定	川越地区労働基準協会	川 越
		6/12・13	皆野町文化会館	秩 父
		6/18・19	行田市商工センター	行 田
		6/18・19	春日部市商工振興センター	春日部
		6/中旬	さいたま市産業文化センター	浦 和
	第一種衛生管理者受験準備講習	受付6/7 6/19・21	さいたま市産業文化センター	連合会
	災害発生事例及び対策等の講習会	7/4	ワークヒルズ羽生	行 田
	有機溶剤業務従事者安全衛生教育	7/23	行田市商工センター	行 田
	全国安全週間説明会	6/上旬	浦和会場	浦 和
		6/上旬	志木会場	浦 和
		6/上旬	朝霞会場	浦 和
		6/3	川口総合文化センター「リリア」	川 口
		6/6	ワークヒルズ羽生	行 田
		6/6	川越会場	川 越
		6/7	東松山会場	川 越
		6/7	狭山市民会館	所 沢
		6/10	久喜菖蒲工業団地管理センター	春日部
		6/12	草加市文化会館	春日部
		6/13	春日部市商工振興センター	春日部
行事等	定期総会	5/中旬	プリムローズ有朋	浦 和
		5/21	農園ホテル	秩 父
		5/22	川口総合文化センター11階大会議室	川 口
		5/24	春日部市商工振興センター	春日部
		5/28	大宮ラフォーレ清水園	大 宮
		5/28	むさしの村	行 田
		6/21	ヘリテージ・リゾーツ飯能	所 沢

☆各種講習会・行事についてのお申込み、問い合わせは各主催者へ

協会名	連合会	浦 和	川 口	大 宮	熊 谷
電 話	048(822)3466	048(832)1161	048(258)3756	048(641)0003	048(525)1746
F A X	048(832)0351	048(832)1162	048(253)7620	048(641)0004	048(525)6506
協会名	川 越	春日部	所 沢	行 田	秩 父
電 話	049(244)9422	048(736)8743	04(2922)8382	048(553)5300	0494(22)3020
F A X	049(242)0613	048(736)8791	04(2922)1727	048(553)5311	0494(22)3242